

かわさきG I G Aスクール構想の推進に係る端末等検討委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 文部科学省の施策であるG I G Aスクール構想において児童生徒が1人につき1台を使用するコンピュータ端末（以下「G I G A端末」という。）について、令和7年度末以降に予定している更新に際して、かわさきG I G Aスクール構想を推進するための適切な機器を導入することを目的として、かわさきG I G Aスクール構想の推進に係る端末等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) G I G A端末の次の仕様等の検討に関すること。

ア オペレーティングシステム（OS）

イ 学習用ツール

ウ G I G A端末の種類

(2) 利用開始時期に関すること。

(3) G I G A端末の調達方法に関すること。

(4) その他必要と認められること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長

(2) 教育委員会事務局総務部庶務課長

(3) 教育委員会事務局教育政策室担当部長

(4) 教育委員会事務局教育政策室担当課長

(5) 教育委員会事務局学校教育部指導課長

(6) 教育委員会事務局学校教育部支援教育課長

(7) 川崎市総合教育センターカリキュラムセンター室長

(8) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター室長

(9) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター担当課長

(委員長)

第4条 委員長は、教育委員会事務局教育政策室担当部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときその他やむを得ない事由により職務を行うことが困難な場合は、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター担当課長が、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、その議長となる。

2 委員は、やむを得ない事由により委員会に出席することが困難な場合は、あらかじめ代理人を選任し、委員として出席させることができる。

3 委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で委員会に参加することができる。

4 委員長は、必要に応じて、委員会に関係者を出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

5 委員長は、やむを得ない事由により委員会を開催することが困難な場合は、書面により委員会を開催することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年7月24日から施行する。